○特別徴収税額通知書の見方

① 前年１月から１２月までの収入額等です。
（例）令和６年度の所得額は、令和５年１月から１２月までの収入額等を基に計算しています。

③ ①から②を引いた課税対象となる所得額です。

④ ③から計算した市民税・県民税の所得割額です。
⑤ ④から控除できる金額です。
税額控除には配当控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、寄附金税額控除、調整控除の合計額が記載されます。
⑥ 税額控除後の市民税・県民税の所得割額です。
⑦ 市民税・県民税の均等割額です。
⑧ 森林環境税の税額です。
⑨ 対象年度の特別徴収税額の合計です。
⑩ 所得割額から控除しきれなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の金額が記載されます。
⑪ 市民税・県民税へ既に充当した金額です。
⑫ 既に納付していただいている税額です。
⑬ 変更前の税額です。

特別徴収を行っている事業所それぞれに対し、石巻市が独自に付番している番号です。

年度　給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税　特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得	給与収入		主たる給与以外の合算所得区分	営業等	農業	不動産	利子	配当	給与	雑	譲渡	一時
	給与所得（所得金額調整控除後）												
	その他の所得計												
			総所得金額①										

課税標準	総所得③	
	山林所得	
	分離短期譲渡	
	分離長期譲渡	
	株式等の譲渡	
	上場株式等の配当	
	先物取引	

所得控除	雑損		障・寡・ひ・勤		扶養親族該当区分										本人該当区分						雑損損失				
	医療費		配偶者		控除対象配偶者	老人配偶者	特定扶養親族	同居老人	16歳未満の扶養親族	その他扶養親族	同障害者	特別障害者	障害者	未成年者	特別障害者	寡婦	寡婦	ひとり親	勤労学生						
	社会保険料		配偶者特別																						
	小規模企業共済		扶養																						
	生命保険料		基礎																						
	地震保険料		所得控除合計②																						

定額減税に係る減税控除済額、控除外額が記載されています。

② ①の総所得金額から控除される金額です。

税額	市民税	税額控除前所得割額④	
		税額控除額⑤	
		所得割額⑥	
		均等割額⑦	
	県民税	税額控除前所得割額④	
		税額控除額⑤	
		所得割額⑥	
		均等割額⑦	
	森林環境税額⑧		
	特別徴収税額⑨		
	控除不足額⑩		
	既充当・既委託納付額⑪		
	既納付額⑫		
	差引納付額（⑨−⑫−⑩,⑪）		
	変更前税額⑬		
	増減額（⑨－⑬）		

変更月	月
納付額	
6月分	
7月分	
8月分	
9月分	
10月分	
11月分	
12月分	
1月分	
2月分	
3月分	
4月分	
5月分	

特別徴収により納入していただく毎月の税額です。

切り取り線

受給者番号	氏名	指定番号
住所		宛名番号

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定（変更）したので、地方税法第41条及び第321条の４（第321条の６）の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３ヶ月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して３ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

お問い合わせの際は宛名番号欄の２段目の番号をお知らせください。

93～3098）

切り取り線